X　機会費用		
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	10,706,283	
政府出資の機会費用	43,597,802	54,304,085
XI　（控除）国庫納付額		—
XII　国立大学法人等業務実施コスト		20,727,837,163

注　記

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成28年２月１日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会　平成28年４月21日最終改訂）」を適用して、財務諸表を作成しております。

（重要な会計方針）

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

ただし、「機能強化経費」、「特殊要因経費」及び「補正予算」で措置された運営費交付金については、文部科学省の指定に従い期間進行基準、業務達成基準又は費用進行基準を採用しております。

なお、本学が定める「業務達成基準の取扱いについて」に基づき、学長の承認を得た研究プロジェクト等に充当される運営費交付金については、業務達成基準を採用しております。

また、熊本地震復旧等予備費及び平成28年度補正予算（第２号）の成立により交付された運営費交付金については、文部科学省の指定に従い、教育研究診療用設備の復旧分は費用進行基準を、被災学生の修学機会確保のための授業料免除分は期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としており、受託研究等収入により購入した償却資産については、当該受託研究等期間を耐用年数としております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建　　物	６～47年
構 築 物	８～60年
機械装置	10～17年
工具器具備品	２～20年
船　　舶	５～７年
車両運搬具	６年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、特許権については８年、商標権については10年、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

教職員に対して支給する賞与のうち、運営費交付金により財源措置がなされないものについては、その支出に充てるため支給見込額に基づき計上しております。

また、上記以外の役員及び教職員に対して支給する賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金により財源措置がなされない職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。運営費交付金により財源措置がなされる職員の退職一時金については、退職給付による引当金を計上しておりません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第87第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

５．徴収不能引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

６．たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産（貯蔵品）	移動平均法による低価法によっております。
医　　薬　　品	移動平均法による低価法によっております。
診 療 材 料	移動平均法による低価法によっております。

７．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

日本相互証券が公表する第346回国債の平成29年３月31日利回り終値0.065％を参考として計算しております。

８．リース取引の会計処理

リース料総額が3,000,000円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

また、リース期間の中途において契約を解除することができないオペレーティング・リース取引の未経過リース料は以下のとおりです。

⑴　貸借対照表日後１年以内のリース期間に係る未経過リース料　　3,750,624円

⑵　貸借対照表日後１年を超えるリース期間に係る未経過リース料　　0円

９．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

（表示方法の変更）

国立大学法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、貸借対照表の「前受受託研究費等」を「前受受託研究費」及び「前受共同研究費」に、損益計算書の「受託研究費」を「受託研究費」及び「共同研究費」に、「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」に、キャッシュ・フロー計算書の「受託研究等収入」を「受託研究収入」及び「共同研究収入」に、国立大学法人等業務実施コスト計算書の「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」にそれぞれ区分して表示しております。

第明治三十二十五種郵便物認可年三月三十一日